

◆外国人のための相談窓口◆

Multilingual Consultation Support Service

◎ 久留米市役所 6階 広聴・相談課

【TEL 0942-30-9096・FAX 0942-30-9711】

せいかつの ことで わからないことが あったら、^と ^あ 問い合わせ
ください。

Please feel free to contact us for any questions you may have in
your everyday life.

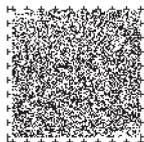


◎ 外国人のための生活ガイドブック

せいかつするときに していると ^{べんり}なことを ^{やさしい} 日本語で
かいている ^{ガイドブック} があります。

ホームページで ^{やさしい日本語}、^{英語}、^{タガログ語}、^{ベトナム語}、^{ネパール語}、
^{中国語}、^{韓国語}、^{インドネシア語} など で ^{みる}ことができます。

A Living Guidebook in multiple languages for foreign residents
living in Kurume city. (HP)



子どもの権利について

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、1989年、国連総会で採択されました。世界中の子どもたちが幸福に生きることを願い、2019年2月現在、196の国と地域で締結されています。

これは、基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約であり、日本も1994年にこの条約を批准しました。

この条約では、生存、保護、発達、参加という4つの権利を子どもに保障しており、子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならぬとうたっています。

生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

参加する権利

自由に意見を表明したり集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

編集・発行 久留米市 子ども未来部 子ども政策課

所在地 久留米市城南町15-3

TEL 0942-30-9227 FAX 0942-30-9718

E-mail egao@city.kurume.lg.jp

発行年月 令和7年3月

